

令和7年度

学校いじめ防止基本方針



豊田市立巴ヶ丘小学校

豊田市立巴ヶ丘小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは人間として絶対に許されない行為であり、同時に、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす行為でもある。また、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる。だからこそ、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、すべての教職員がいじめ防止に取り組まなければならない。

これらの基本的な考え方を基に、教職員一人一人がいじめの問題の重大性を正しく認識し、日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。何より学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。

そうした中で、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

【基本姿勢】

- ・小規模校の特性を生かし、児童一人一人に目を配り、いじめの早期発見に努める。
- ・思いやりの心で互いに認め合える温かい人間関係を築く。
- ・児童の活動や努力を認め、自己有用感を高める授業や活動を行う。
- ・道徳科の授業を中心にしながら、教育活動全体を通して道徳教育、人権教育の充実を図る。
- ・ICT 支援員とともにデジタル・シティズンシップ教育を推進し、インターネットや SNS の正しい利用とマナーについて理解を深め、責任ある行動ができるようにする。
- ・感染症に関するいじめや偏見、差別をなくすよう、教員間の情報交換を密に取りながら、学校全体で指導する。

2 いじめ防止対策組織

校内に「いじめ防止対策組織」として「いじめ対策委員会」と「子どもを語る会」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。※「いじめ防止対策組織図」参照

(1)「いじめ対策委員会」の役割

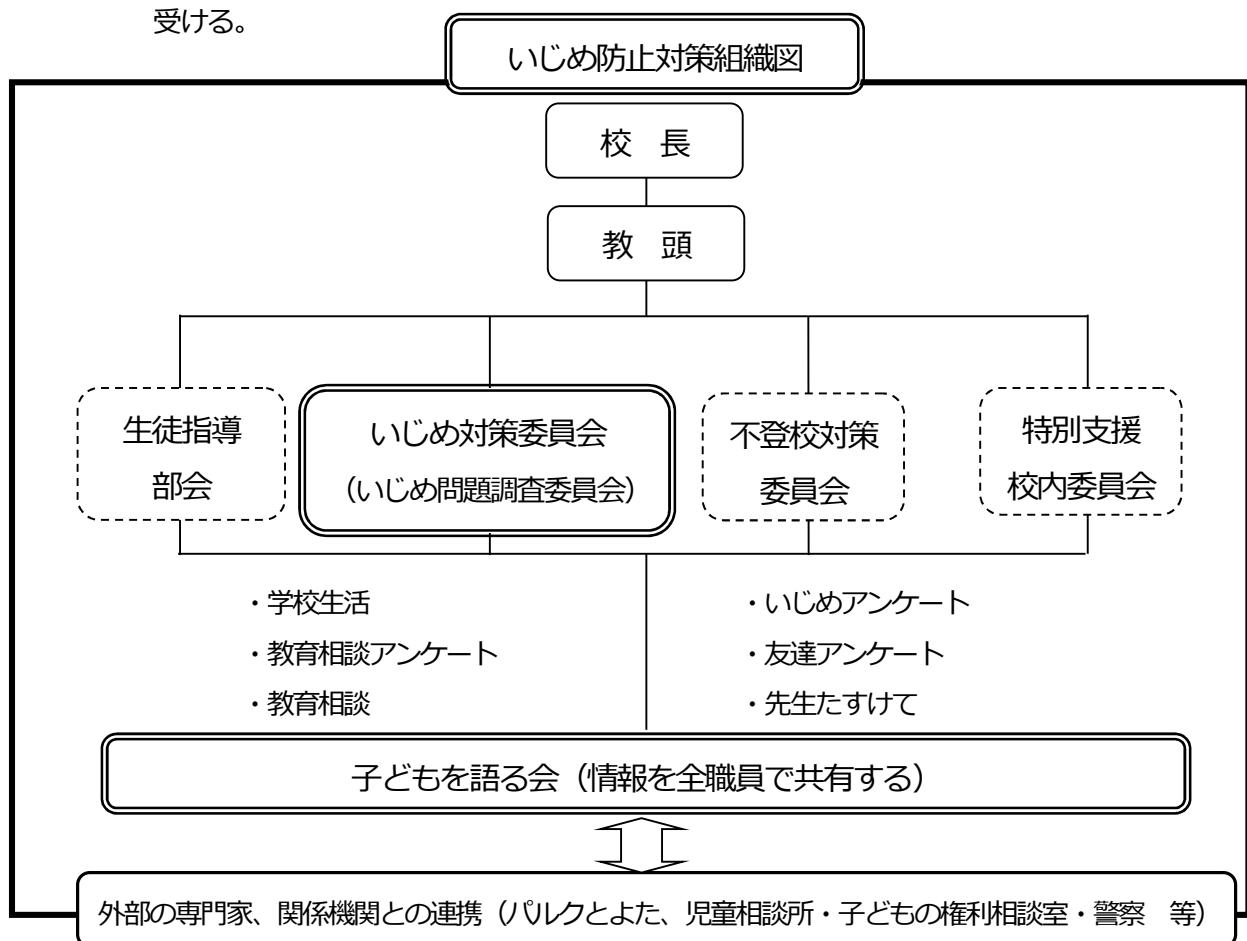
- ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認
- ・内部評価としての学校評価アンケート、学校関係者評価としての保護者アンケートを実施し、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。
- イ 教職員への共通理解と意識啓発
- ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
 - ・友達アンケート（年11回）、いじめアンケート（年3回）、教育相談アンケート（年3回）、教員チェックシートの活用（年3回）教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効性のあるいじめ防止対策に努める。また、アンケートや相談のあり方について、研修を深め、より軽微な兆候も見逃さないように努める。
 - ・教職員の話し合いの場として「いじめ対策委員会」を適宜開催し、児童の様子に対する職員の共通理解の徹底を図り、問題の未然防止に心がける。

ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止への取組や学校評価結果等を発信する。また、PTA役員会及び保護者会において、本校児童の現状と課題について報告、課題の克服についての検討に努める。

工 いじめへの対処

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
 - ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、スクールカウンセラーや心の相談員、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
 - ・必要に応じて、指導・支援の方針と結果について教育委員会へ報告する。
 - ・いじめ解消の判断をする。
 - ・重大事態が起きた場合は、直ちに「臨時いじめ対策委員会」を開催し、対応を協議する。なお、この場合、「臨時いじめ対策委員会」は「いじめ問題調査委員会」を兼ねる。
 - ・犯罪行為が疑われるいじめについて、直ちに「臨時いじめ対策委員会」を開催し、警察への相談・通報の必要性を判断する。
 - ・警察との連携が必要と判断した場合、また、判断に迷う場合は、パリクとよた担当指導主へ連絡し、あわせて「いじめ早期相談票」を提出する。
 - ・パリクとよたの指示のもと、学校から警察署（生活安全課）へ連絡・通報し、適切な援助を受ける。



(2) いじめ対策委員会の構成員

<教職員>

- | | | | |
|-------|-------------------|---------------|------|
| ○校長 | ○教頭（教育相談コーディネーター） | ○教務主任 | |
| ○校務主任 | ○生徒指導主任 | ○養護教諭（教育相談主任） | 他全職員 |

※必要に応じて、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する方を加える

- | | | |
|-------------|----------------|-----------|
| ○スクールカウンセラー | ○スクールソーシャルワーカー | ○心の相談員 |
| ○主任児童委員 | ○学校運営協議会委員 | ○PTA代表者 等 |

(3) 「子どもを語る会」の役割

- ・全教職員で児童の実態と指導方針の共通理解をし、いじめ問題に対して組織的に対応する。

(4) 「いじめ対策委員会」「子どもを語る会」の開催時期

ア 学校全体の様子を把握し、いじめ防止・いじめ対策に努めるために、定期的に「いじめ対策委員会」を開催する。

イ 週1回職員打ち合わせの中で、「子どもを語る会」を開催し、日常の児童の実態を全職員で共通理解し、対応策の検討や方針を決める。

ウ 緊急にいじめ事案への対応が求められる場合については、「いじめ対策委員会」を臨時に開催する。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) 未然防止の取組

ア 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。

イ 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。

ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。

・共に汗を流し、協力して活動する体験を通して、児童同士・教師と児童との心が触れ合う場を多く設定し、家庭的な雰囲気の中で、人に温かくできる心を育成するように努める。

エ デジタル・シティズンシップ教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

オ 感染症に関連するいじめや偏見、差別をなくすよう学校全体で指導する。

カ 児童が自らいじめについて考え、主体的に行動できる取組を充実させる。

キ 自己肯定感、充実感を高める教育活動の推進。

・校外学習や出前授業等の体験活動や、全校での活動を積極的に行うことを通して、他者の考え方を聞いたり、自分の意見を受け入れられたりする経験や、学校が楽しいという実感を積み重ねることで、潤いのある学校生活を目指す。

(2) いじめの早期発見の取組

ア 担任による友達アンケートを年11回実施するとともに、調査・教育相談を定期的に実施し、児童の小さなサインを見逃さないように努める。さらに、相談主任による教育相談期間を設け、児童が担任に相談しにくい内容も含めた相談ができるようにする。相談主任が全児童と個別面接する。

- イ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ウ 児童の生活の様子・会話・表情などに留意し、小さな変化も見逃さないように努力するとともに、児童の様子に対する職員間の連絡や、家庭との連携を図る。
- エ 全教職員参加の「子どもを語る会」を毎週帰りの打合せの中で実施し、教職員間の情報交換を密にし、児童の様子や対応方法についての共通理解を図る。
- オ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。
- カ 定期的にスクールカウンセラーを活用し、児童の様子を観察したり、児童との面談を通したりして問題を早期に発見する手がかりとする。また、教員との相談会をもち、専門的なアドバイスを受けることで、問題の早期発見や早期対応に役立てる。

(3) いじめへの対処

- ア いじめの発見・通報を受けたら速やかに管理職に報告し、「いじめ対策委員会」を中心に組織的に対応する。
- イ いじめを受けた児童を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ いじめの状況について児童に聞き取りを行う際には、客観的な事実を把握するように心がけ、丁寧に記録し、事実を正確に把握できるようにする。
- エ いじめを行った児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- オ 教職員の共通理解、保護者との連携、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家や、警察署、豊田・加茂児童・障害者相談センター等の関係機関との連携のもとで取り組む。また、必要に応じて、下山地区のこども園や中学校との連携も図る。
- カ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- キ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。
- ク いつ、どこで、誰が、何を、どのように等、事実を明確にし、いじめ情報の共有を図るとともに適切に記録する。

(4) いじめ解消の目安

いじめが止んだ（解決）と判断できる状態でも、3ヶ月を目安に十分な経過観察と適宜面談等を行い、「いじめ対策委員会」で最終的に「解消」と判断する。

〈いじめ解消の目安〉

- ・いじめを受けた児童が、現在いじめはないと自覚している。
- ・いじめを受けた児童の保護者が、現在いじめはないと判断できる。
- ・周りの児童や教師から見て、現在いじめはないと判断できる。

4 重大事態への対応

(1) 教育委員会への報告と対応

重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、早期解決を図る。

(2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する

(3) 調査結果については、いじめを受けた児童、保護者に対して適切に情報を提供する。

5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、P D C Aサイクルで見直し、実効性のある取組となるよう努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価（1月）及び保護者への学校評価アンケート（11月）を実施し、いじめ対策委員会で取組の検証を行う。

6 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修（OJT研修）を計画し、現職教育において児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「学校いじめ防止基本方針」は、ホームページに掲載する。必要に応じて、年度途中に見直しをする。
- (3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

<取組の年間計画>

	いじめ防止対策組織	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携	
4月	P ↓ D ↓ C ↓ A ↓ P ↓ D ↓ C ↓ A ↓ P へ	<ul style="list-style-type: none"> ○「学校いじめ基本方針」の内容の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ○学級開き ○ハートフルラウンジやSCの児童、保護者への周知 ○保健指導（心と体の成長） 	<ul style="list-style-type: none"> ○身体計測 ○友達（いじめ）アンケート（年11回） 	<ul style="list-style-type: none"> ○第1回保護者会、学級懇談会での「学校経営方針」の説明 ○「学校いじめ防止基本方針」の学校HPへの掲載
5月		<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ対策委員会 		<ul style="list-style-type: none"> ○教員チェックシートの活用 	
6月			<ul style="list-style-type: none"> ○デジタル・シティズンシップ教育 ○hyper-QU実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○教育相談週間① 	
7月		<ul style="list-style-type: none"> ○教職員による「点検と見直しのためのチェックシート」の実施→検証 			
8月		<ul style="list-style-type: none"> ○中間評価→検証 ○現職研修（パレクとよた現職研修） 			
9月		<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ対策委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ○身体計測 ○教員チェックシートの活用 ○教育相談週間② 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校公開日 	
10月					
11月			<ul style="list-style-type: none"> ○hyper-QU実施 ○運動会 	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者への学校評価アンケート 	
12月		<ul style="list-style-type: none"> ○「学芸会」 ○いじめ対策委員会 ○教職員による「点検と見直しのためのチェックシート」の実施→検証 	<ul style="list-style-type: none"> ○人権週間（講話） ○赤い羽根募金活動 	<ul style="list-style-type: none"> ○教員チェックシートの活用 	
1月		<ul style="list-style-type: none"> ○全教職員による「取組評価アンケート」の実施→検証 ○学校自己評価 	<ul style="list-style-type: none"> ○ともえっ子フェスティバル 	<ul style="list-style-type: none"> ○身体計測 ○教育相談週間③ 	
2月			<ul style="list-style-type: none"> ○保健指導 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校運営協議員に授業公開 	
3月		<ul style="list-style-type: none"> ○学校関係者評価の結果を検証し、「基本方針」の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ○6年生を送る会 	<ul style="list-style-type: none"> ○文科省「生徒指導上の諸問題調査」によるいじめ調査 	
通年		<ul style="list-style-type: none"> ○校内いじめに関する情報の収集 ○毎週、子どもを語る会の実施 ○対応策の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○集会での校長講話 ○道徳教育、体験活動の充実 ○分かる授業の充実 ○SCによる校内研修 	<ul style="list-style-type: none"> ○健康観察の実施 ○SCによる相談 ○「先生あのね」の運用 	
				<ul style="list-style-type: none"> ○あいさつ運動 	